

<h1>名古屋市公報</h1>	令和 5年 7月26日	第212号
	名古屋市 中区 三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市総務局行政DX推進部法制課長 発行人	

目	次	ページ
条	例	
○ 火災予防条例の一部を改正する条例	(消防・総務課) (第34号)	5
○ 名古屋市市税事務所設置条例及び名古屋市市税条例の一部を改正する条例	(財政・税制課) (第35号)	7
○ 名古屋市建築基準法施行条例の一部を改正する条例	(住都・建築指導課) (第36号)	9
規	則	
○ 名古屋市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則	(住都・建築指導課) (第74号)	10
告	示	
○ 市営住宅先着順入居希望者の公募について	(住都・住宅管理課) (第385号)	12
○ 財政事情及び公営企業の業務状況の公表	(財政・財政課) (第386号)	18
○ 有料公園施設等の供用時間の変更について	(緑土・東山総合公園管理課) (第387号)	21
○ 道路に関する告示	(緑土・道路利活用課) (第388号)	23
○ 名古屋市道路附属物自動車駐車場指定管理者の公募	(緑土・自転車利用課) (第389号)	28
○ 名古屋都市計画事業葵土地区画整理事業の換地処分公告	(住都・大曾根北・筒井都市整備事務所) (第390号)	31
○ 有料公園施設の供用月日及び供用時間の変更について	(緑土・緑地管理課) (第391号)	32
○ 指定障害福祉サービス事業者の指定について	(健福・障害者支援課) (第392号)	33
○ 指定一般相談支援事業者等の指定について	(健福・障害者支援課) (第393号)	37
○ 指定障害福祉サービス事業の廃止について	(健福・障害者支援課) (第394号)	38
○ 指定特定相談支援事業等の廃止について	(健福・障害者支援課) (第395号)	40
公	告	
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(経済・地域商業課)	41

○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(経済・地域商業課)	44
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(経済・地域商業課)	48
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(経済・地域商業課)	53
<hr/>		
	雑	
	報	
○ 職員の懲戒処分	(総務・人事課)	58
<hr/>		

条 例 の あ ら ま し

○ 火災予防条例の一部を改正する条例（第34号）

1 改正内容

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号）の一部改正に伴い、規定の整備を行います。（第14条の 2関係）

2 施行期日

令和 5年10月 1日から施行します。

○ 名古屋市市税事務所設置条例及び名古屋市市税条例の一部を改正する条例（第35号）

1 改正内容

地方税法（昭和25年法律第 226号）の一部改正等に伴い、規定の整備を行います。

(1) 固定資産税

条例で定めることとされている固定資産税の特例の割合に関する規定の整備を行います。（名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号。以下「市税条例」といいます。）附則第14条の 6 関係）

(2) 軽自動車税

特定小型原動機付自転車の車両区分創設に伴い、規定の整理を行います。（市税条例第56条関係）

(3) その他

ア 森林環境税の課税が開始されることに伴い、規定の整備を行います。（名古屋市市税事務所設置条例（平成22年名古屋市条例第31号。以下「設置条例」といいます。）第 1 条関係）

イ 規定の整理を行います。（市税条例第20条の 2 関係）

2 施行期日

(1) 公布の日から施行します。（市税条例第56条及び附則第14条の 6 関係）

(2) 令和 6 年 1月 1日から施行します。（設置条例第 1条関係）

(3) 令和 7年 1月 1日から施行します。(市税条例第20条の 2関係)

○ 名古屋市建築基準法施行条例の一部を改正する条例 (第36号)

1 改正内容

租税特別措置法施行令 (昭和32年政令第43号) の一部改正に伴い、規定の整理を行います。(第17条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

規 則 の あ ら ま し

○ 名古屋市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則 (第74号)

1 改正内容

租税特別措置法施行令 (昭和32年政令第43号) の一部改正に伴い、規定の整理を行います。(第35条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5年 7月20日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第34号

火災予防条例の一部を改正する条例

火災予防条例（昭和37年名古屋市条例第16号）の一部を次のように改正する。
第14条の 2第 1項中「自動車等（道路交通法（昭和35年法律第 105号）第 2条第 1項第 9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）に」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて」に、「及び全出力 200キロワットを超えるものを除く。）をいう」を「を除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあっては、充電ポストを含む」に改め、同項第 1号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあっては、この限りでない。

第14条の 2第 1項第 5号中「急速充電設備」を「コネクター」に改め、同項

第 6号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクタが電気自動車等に接続され、」に、「接続部が」を「コネクタが当該電気自動車等から」に改め、同項第10号中「緊急停止させることができる措置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたとときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第11号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第12号中「（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下同じ。）」を削り、同項第15号中「のうち蓄電池」の次に「（主として保安のために設けるものを除く。以下この項において同じ。）」を加え、同項中第17号を第18号とし、第16号を第17号とし、同号の前に次の 1号を加える。

(16) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池を内蔵しないこと。

第14条の 2第 2項ただし書中「不燃材料で造り、若しくは覆われた外壁で開口部のない建築物又は不燃材料で造られた塀に面するとき」を「次に掲げるものにあつて」に改め、同項に次の 2号を加える。

- (1) 不燃材料で造り、若しくは覆われた外壁で開口部のない建築物又は不燃材料で造られた塀に面するもの
- (2) 分離型のものの充電ポスト

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5年10月 1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置されている急速充電設備又は現に設置の工事中である急速充電設備のうち、この条例による改正後の火災予防条例第14条の 2の規定に適合しないものの位置、構造及び管理の基準については、この規定にかかわらず、なお従前の例による。

名古屋市市税事務所設置条例及び名古屋市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年7月21日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第35号

名古屋市市税事務所設置条例及び名古屋市市税条例の一部を改正する条例

(名古屋市市税事務所設置条例の一部改正)

第1条 名古屋市市税事務所設置条例(平成22年名古屋市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第1条中「県民税」の次に「及び森林環境税」を加える。

(名古屋市市税条例の一部改正)

第2条 名古屋市市税条例(昭和37年名古屋市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第20条の2第2項中「同条第2項」を「同条第3項」に改める。

第56条第1号エ中「及び」を「、」に改め、「3輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第14条の6に次の1項を加える。

19 法附則第15条の9の3第1項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条の規定 令和6年1月1日

(2) 第2条中名古屋市市税条例第20条の2第2項の改正規定 令和7年1月1日

(軽自動車税に関する経過措置)

2 第2条の規定による改正後の名古屋市市税条例第56条第1号エの規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

名古屋市建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年7月21日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第36号

名古屋市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

名古屋市建築基準法施行条例（平成12年名古屋市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第17条第42号及び第43号を次のように改める。

(42)及び(43) 削除

第17条第44号中「租税特別措置法施行令」の次に「（昭和32年政令第43号）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

名古屋市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 7 月 21 日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第74号

名古屋市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則

名古屋市建築基準法等施行細則（平成12年名古屋市規則第85号）の一部を次のように改正する。

第35条の見出しを「（特定民間再開発事業等の認定の申請）」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「租税特別措置法施行令」の次に「（昭和32年政令第43号）」を加え、「次の各号」を「次」に改め、同項第6号中「都市計画法」の次に「（昭和43年法律第100号）」を加え、同項を同条第1項とし、同条中第3項を第2項とし、同条第4項中「前3項」を「前2項」に改め、「特定の民間再開発事業認定済証（別記第39号様式）」を削り、同項を同条第3項とする。

別記目次中「第36号様式 特定の民間再開発事業認定申請書」を「第36号様式 削除」に、「第39号様式 特定の民間再開発事業認定済証」を「第39号様式 削除」に改める。

別記第36号様式を次のように改める。

第36号様式 削除

別記第39号様式を次のように改める。

第39号様式 削除

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

名古屋市告示第 385号

市営住宅先着順入居希望者の公募について

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号。以下「住宅条例」という。）第4条第1項の規定により、市営住宅に入居を希望する者を次のとおり公募します。

令和 5年 7月18日

名古屋市長 河 村 たかし

第 1 一般世帯向け区分

1 申込みの資格

- (1) 市内に居住しているか、又は市内に勤務場所を有すること。
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の予約者で入居契約までに婚姻することができる者、事実上婚姻関係と同様の事情にある者及びその他の規則で定める者を含む。）があること。
- (3) 住宅条例第5条第1項第3号に規定する基準の収入（改良住宅にあっては、住宅条例第42条第5項において読み替えられた収入）があつて、独立の生計を営み、住宅条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。
- (4) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (5) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が市営住宅又は定住促進住宅に入居していた者であつて、かつ、市営住宅又は定住促進住宅の賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務又は損害賠償金があるものでないこと。

(7) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が住宅条例第34条第1項（第1号、第3号、第4号及び第5号に該当するときに限る。）又は名古屋市定住促進住宅条例（平成6年名古屋市条例第46号。以下「定住条例」という。）第20条第1項（第1号、第3号、第4号及び第5号に該当するときに限る。）の規定による明渡しの請求を受けて市営住宅又は定住促進住宅を明け渡した者であって、その明渡しの日の翌日から起算して3年（ただし、住宅条例第20条の2又は定住条例第16条の2の規定に違反したことにより明渡請求を受けた者にあつては10年、そのうち高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として住宅条例第5条第2項で定める者にあつては5年）を経過しないものでないこと。

2 申込み用紙の交付

(1) 場所

各区役所及び各区役所支所並びに名古屋市住宅供給公社管理部管理課、各方面事務所及び住まいの窓口

(2) 日時

ア 各区役所及び各区役所支所

令和5年7月25日（火）午前8時45分から

ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日（以下「名古屋市の休日」という。）を除く。交付時間は、午前8時45分から午後5時15分まで。

イ 名古屋市住宅供給公社管理部管理課及び各方面事務所

令和5年7月25日（火）午前8時45分から

ただし、名古屋市の休日を除く。交付時間は、午前8時45分から午後5時15分（木曜日にあつては、午後7時00分）まで。

ウ 住まいの窓口

令和5年7月25日（火）午前10時00分から

ただし、木曜日及び第2・第4水曜日並びに12月29日から翌年1月3日までを除く。交付時間は、午前10時00分から午後7時00分まで。

3 申込みの受付

(1) 方法

窓口での先着順による。ただし、公募初日の令和 5年 8月 4日（金）の午後 2時00分までに受付場所へ来場した者については、申込順位を決める抽せんを行う。

(2) 場所

ア 公募初日

名古屋市西区花の木二丁目18番23号 西図書館地下 3階
西文化小劇場

イ 公募 2日目以降

(ア) 名古屋市西区浄心一丁目 1番 6号 シティ・ファミリー浄心 3階
名古屋市住宅供給公社管理部管理課

(イ) 名古屋市中区栄三丁目 5番12号先
住まいの窓口

(3) 日時

ア 公募初日

令和 5年 8月 4日（金）午後 2時00分から午後 5時00分まで

イ 公募 2日目以降

(ア) 名古屋市住宅供給公社管理部管理課

令和 5年 8月 7日（月）午前 8時45分から

ただし、名古屋市の休日を除く。受付時間は、午前 8時45分から午後 5時15分（木曜日にあっては、午後 7時00分）まで。

(イ) 住まいの窓口

令和 5年 8月 5日（土）午前10時00分から

ただし、木曜日及び第 2・第 4水曜日並びに12月29日から翌年 1月 3日までを除く。受付時間は、午前10時00分から午後 7時00分まで。

4 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 85戸

事故住宅 2戸

第 2 多家族・多子世帯向け区分

1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分と同じ申込み資格を有し、かつ、世帯員総数 5 人以上の世帯又は18歳未満の子を 3人以上含む世帯

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 1戸

事故住宅 1戸

第 3 単身者向け区分

1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分の資格のうち (1)及び (3)から (7)までの資格を有し、かつ、次のいずれかに該当する者。

(1) 60歳以上の者

(2) 身体障害者手帳の交付を受けている者でその程度が 1級から 4級までのもの

(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(4) 愛護手帳又は療育手帳の交付を受けている者

(5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第 1条に規定する特殊の疾病による障害により障害福祉サービス受給者証又は地域相談支援受給者証の交付を受けている者

(6) 戦傷病者手帳の交付を受けている者でその障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）の特別項症から第 6項症までのもの及び第 1款症のもの

(7) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6年法律第 117号）

第11条第 1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

(8) 生活保護法（昭和25年法律第 144号）第 6条第 1項に規定する被保護者

(9) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して 5年を経過していないもの

(10) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第 2条に規定するハンセン病療養所入所者等

(11) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第 7条第 1項の規定による支給認定を受けている者

(12) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第 1条第 2項に規定する被害者又は同法第28条の 2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次のア又はイのいずれかに該当するもの

ア 同法の規定による一時保護又は同法の規定による保護が終了した日から起算して 5年を経過しない者

イ 同法の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5年を経過しないもの

(13) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第 127号）附則第 4条第 1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第 106号）附則第 2条第 2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を含む。）を受けている者

(14) 前各号に掲げる者のほか、市長が別に定める市営住宅に入居しようとする者

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

(1) 方法

窓口での先着順による。ただし、公募初日の令和 5年 8月 4日（金）の午前10時00分までに受付場所へ来場した者については、申込順位を決める抽せんを行う。

(2) 場所

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

(3) 日時

ア 公募初日

令和 5年 8月 4日（金）午前10時00分から午後 5時00分まで

イ 公募 2日目以降

(7) 名古屋市住宅供給公社管理部管理課

令和 5年 8月 7日（月）午前 8時45分から

ただし、名古屋市の休日を除く。受付時間は、午前 8時45分から午後 5時15分（木曜日にあっては、午後 7時00分）まで。

(イ) 住まいの窓口

令和 5年 8月 5日（土）午前10時00分から

ただし、木曜日及び第 2・第 4水曜日並びに12月29日から翌年 1月 3日までを除く。受付時間は、午前10時00分から午後 7時00分まで。

4 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 30戸

名古屋市住宅都市局住宅部住宅管理課

名古屋市告示第 386号

財政事情及び公営企業の業務状況の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の 3第 1項の規定に基づく名古屋市財政事情の公表に関する条例（昭和39年名古屋市条例第25号）第 2条及び地方公営企業法（昭和27年法律第 292号）第40条の 2第 1項の規定により、令和 5年 3月31日現在における財政事情及び公営企業の業務状況のあらましを次のとおり公表します。

令和 5年 7月18日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市財政局財政部財政課

財政のあらまし

令和4年度下半期財政運営の状況

(1) 一般・特別会計歳入歳出予算の執行状況（令和5年3月31日現在）

（単位：百万円、％）

区分	予算現額	歳入		歳出	
		収入済額	収入率	支出済額	支出率
一般会計	1,537,018	1,267,946	82.5	1,083,422	70.5
特別会計	1,002,054	671,006	67.0	737,608	73.6

(2) 公営企業会計（令和4年度決算・収益的収支）

（単位：百万円、％）

区分	収入			支出		
	予算額	決算額	執行率	予算額	決算額	執行率
病院事業会計	357	537	150.4	2,220	2,215	99.8
水道事業会計	52,658	51,620	98.0	54,327	51,928	95.6
工業用水道事業会計	1,089	1,063	97.6	1,079	1,016	94.2
下水道事業会計	78,455	77,341	98.6	79,097	77,209	97.6
自動車運送事業会計	24,791	25,246	101.8	26,603	25,946	97.5
高速度鉄道事業会計	82,121	85,906	104.6	82,566	81,115	98.2
計	239,471	241,713	100.9	245,892	239,429	97.4

(3) 財産、公債及び一時借入金の状況（令和5年3月31日現在）

市有財産の現在高（公営企業分を除く）

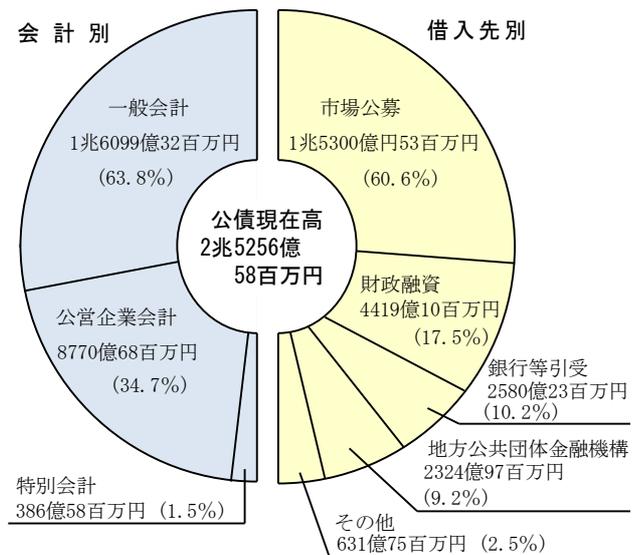
区分	現在高
公有財産	
土地	88,113千㎡
建物	10,221千㎡
その他	出資による権利 281,401百万円等
物品	7,519点
債権	90,977百万円
基金	325,185百万円

一時借入金の状況

（単位：百万円）

区分	借入限度額	現在高
一般会計	100,000	—
病院事業会計	200	—
水道事業会計	2,100	—
工業用水道事業会計	100	—
下水道事業会計	3,800	—
自動車運送事業会計	9,000	—
高速度鉄道事業会計	44,000	11,900

公債の現在高



※会計間及び基金の資金運用を含む

令和5年度当初予算の概要

一般会計：福祉、教育、土木、経済など、市政の基本的な施策にかかる経費の会計で市税などが主な財源となっています。

特別会計：特定の事業で、特定の財源によりまかなわれ、一般会計と区分して経理する必要がある会計です。本市には11会計あります。

(単位：百万円、%)

会計名	予算額	対前年度伸び率
一般会計	1,412,048	2.4
特別会計	985,250	2.8
国民健康保険会計	209,461	4.1
後期高齢者医療会計	63,651	4.2
介護保険会計	225,036	4.2
母子父子寡婦福祉資金貸付金会計	1,092	△ 0.9
市場及びと畜場会計	9,203	25.1
名古屋城天守閣会計	544	△ 17.9
土地区画整理組合貸付金会計	—	—
市街地再開発事業会計	128	△ 83.1
墓地公園整備事業会計	1,158	123.3
用地先行取得会計	21,354	0.5
公債会計	453,623	1.2
計	2,397,298	2.5

公営企業会計：企業的色彩の強い事業で、住民サービスを受けた人の料金で運営することを原則とした会計です。本市には5会計あります。

(単位：百万円、%)

会計名	予算額	対前年度伸び率
水道事業会計	90,014	6.3
工業用水道事業会計	1,684	7.9
下水道事業会計	157,421	4.7
自動車運送事業会計	32,628	7.5
高速度鉄道事業会計	132,674	4.0
計	414,421	4.4

※令和5年度に緑市民病院を名古屋市立大学医学部附属病院化したことに伴い、病院事業会計は令和4年度末をもって廃止しました。

令和5年7月発行 財政のあらまし(財政事情の公表)
 令和4年度下半期財政運営の状況 令和5年度当初予算の概要
 【問合せ】名古屋市財政局財政部財政課

名古屋市告示第 387号

有料公園施設等の供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 2 項の規定により、次のように有料公園施設等の供用時間を変更します。

令和 5年 7月18日

名古屋市長 河 村 たかし

1 公園の名称

東山公園

2 供用時間を変更する日

令和 5年 8月11日から同月13日まで、同月15日、同月16日、同月19日及び同月20日

3 変更内容

有料公園施設等の名称	変更前の供用時間	変更後の供用時間
動植物園 (一部区域を除く。)	午前 9時から 午後 4時30分まで	午前 9時から 午後 8時まで
正門前駐車場 北園門前駐車場 植物園東駐車場 上池駐車場 星が丘駐車場 動物園西駐車場 緑橋下駐車場 (東山公園)	午前 8時45分から 午後 5時まで	午前 8時45分から 午後 8時30分まで

展望塔前駐車場（東山公園） （有料公園施設として供用 する場合に限る。）	午前 8時45分から 午後 5時まで	午前 8時45分から 午後 8時まで
緑橋南駐車場 植田山駐車場（東山公園）	午前 8時45分から 午後 5時まで	午前 8時45分から 午後 8時30分まで
展望塔前駐車場（東山公園） （有料公園施設として供用 する場合を除く。）	午後 5時から 午後 9時30分まで	午後 8時から 午後 9時30分まで

名古屋市告示第388号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、令和5年7月20日から供用を開始します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

令和5年7月20日

名古屋市長 河村 たかし

1 道路の区域変更

道路の種類	整理符号	路線名	道路の区域			摘要	
			区間	変更の前後別	延長 キロメートル		幅員 メートル
市道	A	定納山線支線第19号	名古屋市緑区大高町字定納山8番の14地先から	前	0.030	平均 8.50	第1図
			名古屋市緑区大高町字定納山8番の34地先まで	後	0.030	4.01 ～ 4.02	
	B	定納山線支線第14号	名古屋市緑区大高町字定納山8番の7地先から	前	0.010	平均 6.50	
			名古屋市緑区大高町字定納山8番の7地先まで	後	0.010	5.68 ～ 9.15	

2 道路の区域変更及び供用開始

道路の種類	整理符号	路線名	道路の区域			摘要	
			区間	変更の前後別	延長 キロメートル		幅員 メートル
市道	A	東進東西第8号線 支線第1号	名古屋市中川区三池町1丁目17番地先から	前	0.055	3.64	第2 附 図
			名古屋市中川区三池町1丁目3番地先まで	後	0.055	5.91 ～ 6.40	

3 道路の供用開始

道路の種類	整理番号	路線名	区間	摘要
市道	1	大高西部第44号線	名古屋市長区大高町字砂畑11番の1地先から 名古屋市長区大高町字中ノ島31番の7地先まで	第3 附 図

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

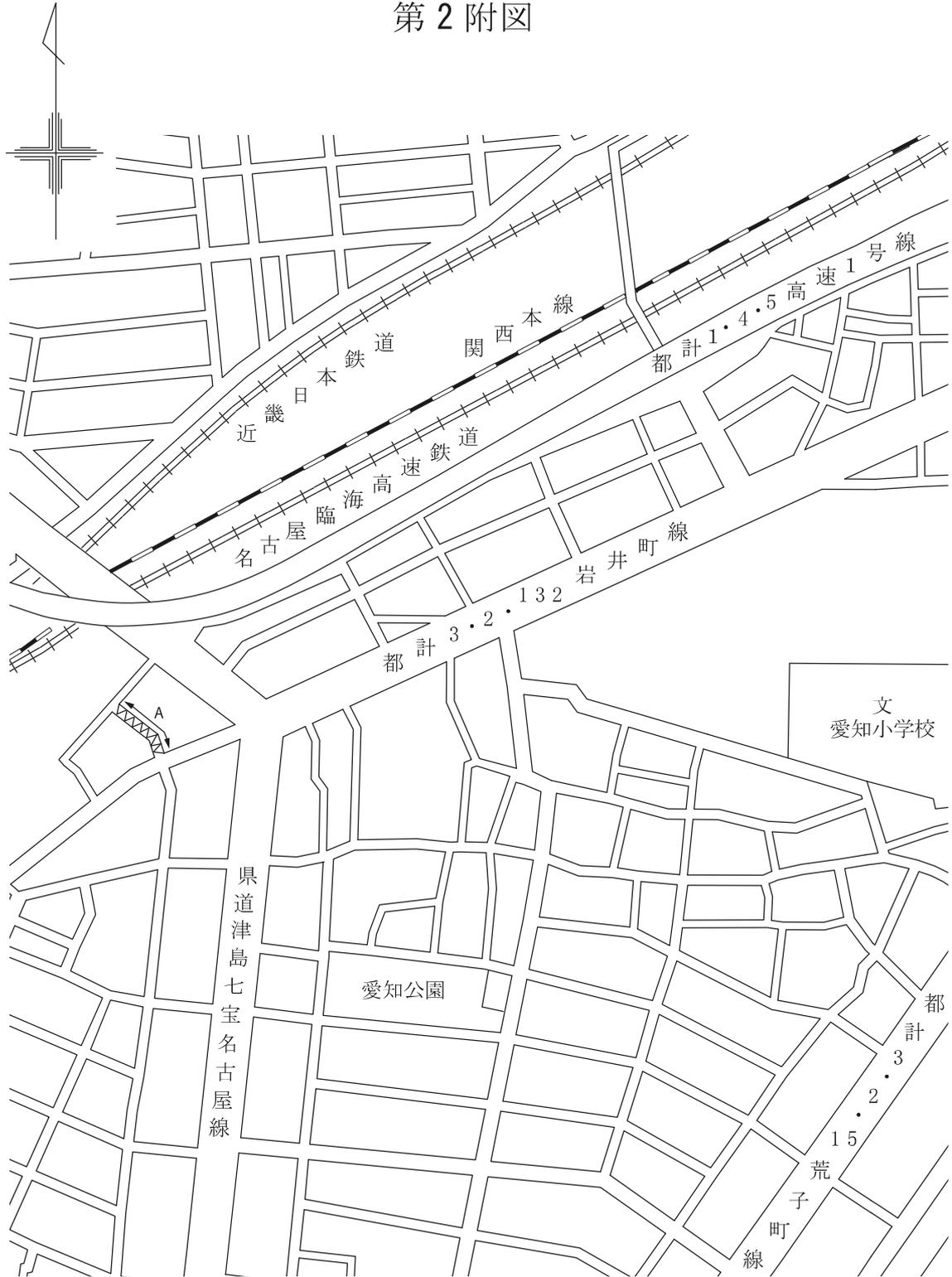
第1附図



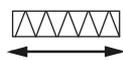
凡例

 区域変更により廃道する部分

第2附図

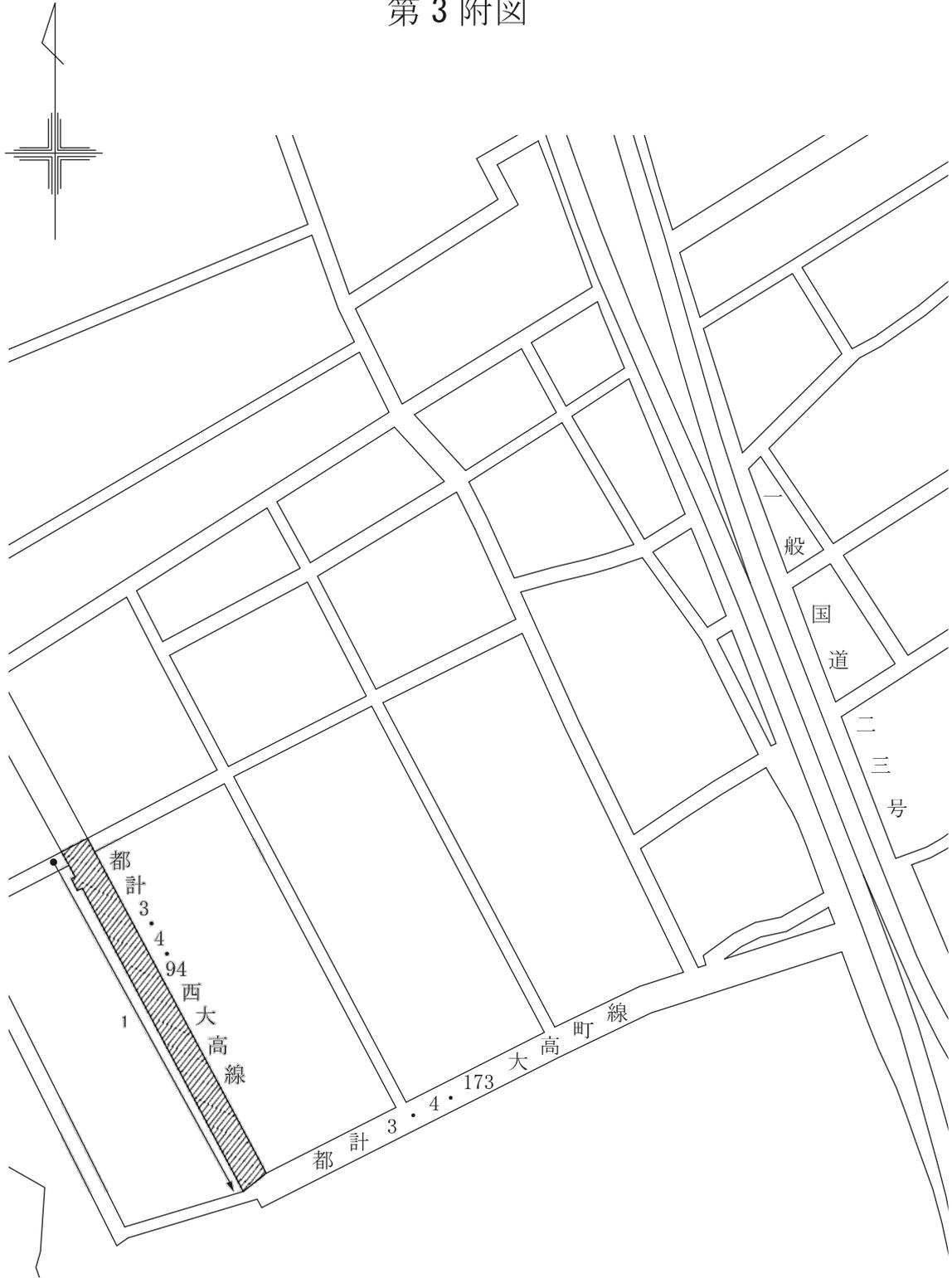


凡例

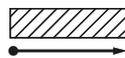


区域変更により道路の幅員を改め供用開始する部分

第 3 附図



凡 例

 道路の供用を開始する部分

名古屋市告示第 389号

名古屋市道路附属物自動車駐車場指定管理者の公募

名古屋市道路附属物自動車駐車場条例（平成21年名古屋市条例第52号）第9条第1項の規定により、名古屋市道路附属物自動車駐車場の指定管理者を次のとおり募集します。

令和 5年 7月21日

名古屋市長 河 村 たかし

1 施設名及び所在地

名古屋市吹上駐車場及び名古屋市吹上中央帯駐車場

(1) 名古屋市吹上駐車場

名古屋市昭和区吹上二丁目 1番

(2) 名古屋市吹上中央帯駐車場

名古屋市千種区吹上二丁目13番

2 業務の内容

- (1) 駐車場を一般の利用に供すること。
- (2) 駐車場の利用料に関すること。
- (3) 料金徴収機の設置及び管理に関すること。
- (4) 駐車場の維持管理、修繕、法定点検及び保守点検に関すること。
- (5) 災害や事故等、緊急時の対応に関すること。
- (6) 事業計画書及び収支予算書に関すること。
- (7) 事業報告書及び収支決算書に関すること。
- (8) 管理運営状況の点検評価、利用者満足度調査及び周辺路上駐車調査に関すること。
- (9) 業務の引継ぎに関すること。

(10) その他駐車場の近隣施設との連絡調整を含む管理運営に付随すること。

3 指定期間

令和 6年 4月 1日から令和10年 3月31日までの 4年間

4 公募に関する書類の配布場所等

(1) 募集要項等の配布場所及び問合せ先

名古屋市緑政土木局路政部自転車利用課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

電話番号 052-972-2877

ファクシミリ番号 052-972-4183

電子メールアドレス web-jitensha@ryokuseidoboku.city.nagoya.lg.jp

名古屋市公式ウェブサイトアドレス

<https://www.city.nagoya.jp/ryokuseidoboku/page/0000163639.html>

なお、募集要項等は、名古屋市公式ウェブサイトよりダウンロードすることができます。

(2) 配布期間及び時間

令和 5年 7月21日（金）から同年 8月21日（月）の午前 8時45分から午後 5時30分まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除きます。

(3) 参加表明書の受付

ア 受付期間

令和 5年 7月21日（金）から同年 8月14日（月）まで。ただし、休日を除きます。

イ 受付方法

(ア) 持参による場合

4(1)の問合せ先に同じ。ただし、受付時間は午前 8時45分から午後 5時30分まで。

(イ) 郵送による場合

4(1)の問合せ先に同じ。(期限内必着)

(4) 指定管理者指定申請書の受付

ア 受付期間

令和 5年 8月17日 (木) から同月21日 (月) まで。ただし、休日を除きます。

イ 受付方法

(ア) 持参による場合

4(1)の問合せ先に同じ。ただし、受付時間は午前 8時45分から午後 5時30分まで。

(イ) 郵送による場合

4(1)の問合せ先に同じ。(期限内必着)

5 募集内容の詳細等

募集要項等によります。

名古屋市緑政土木局路政部自転車利用課

名古屋市告示第 390号

名古屋都市計画事業葵土地区画整理事業の換地処分のお知らせ

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第 103条第 1項の規定により、名古屋都市計画事業葵土地区画整理事業の換地処分をしたので、同条第 4項の規定により公告します。

令和 5年 7月21日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市大曾根北・筒井都市整備事務所

名古屋市告示第 391号

有料公園施設の供用月日及び供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第18条の 4第 2項の規定により、次のとおり有料公園施設の供用月日及び供用時間を変更しますので、名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 3項の規定により告示します。

令和 5年 7月21日

名古屋市長 河 村 たかし

1 有料公園施設の名称

徳川園庭園

2 変更内容

- (1) 令和 5年 8月14日を供用する日に変更します。
- (2) 令和 5年 8月11日から同月15日までの供用時間について「午前 9時30分から午後 5時まで」を「午前 9時30分から午後 8時まで」に変更します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 392号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第36条第 1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者として、次のとおり指定しました。

令和 5年 7月21日

名古屋市長 河 村 たかし

事業者（設置者）の名称及び主たる事務所の所在地	事業所（施設）の名称及び所在地	サービス等の種類	事業所番号	指定年月日
一般社団法人イーフォレスト 名古屋市西区浄心本通 3丁目36番地	ポニーハウス 名古屋市西区那古野二丁目13番17号	就労継続支援 B型	2310201708	令和 5年 7月 1日
株式会社ステップアップ 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字神戸 172番地 2	O n e n e s s D 名古屋市熱田区西郊通 2丁目 4番地の 2	就労継続支援 B型	2311100842	令和 5年 7月 1日
株式会社恵 名古屋市緑区鳴海町字上汐田12番地	グループホームふわふわ小賀須 名古屋市港区小賀須四丁目 809番地	短期入所	2311201269	令和 5年 7月 1日
		共同生活援助	2321200236	
KM合同会社 名古屋市港区善南	ひまわりの里 名古屋市中川区中	同行援護	2311301895	令和 5年 7月 1日

町42番地の2	郷三丁目 166番地			
一般社団法人日本 キャリアセンター 愛知県豊田市喜多 町 5丁目 2番地14	ワークハウスいっ ぽ 名古屋市中川区小 本本町 3丁目 224 番地	就労継続支援 B型	2311302174	令和 5年 7月 1日
株式会社ヤマシタ 愛知県春日井市中 切町二丁目 2番地 6号	アニマート 名古屋市中川区小 本二丁目13番10号 - 1	就労継続支援 B型	2311302182	令和 5年 7月 1日
	アダージョ 名古屋市中川区小 本二丁目13番10号 - 2	共同生活援助	2321300473	令和 5年 7月 1日
特定非営利活動法 人 S o c i a l G o o d 三重県四日市市三 栄町 3番17- 802 号	自立生活援助アド バンス 名古屋市瑞穂区弥 富通 2丁目11番地 の14	自立生活援助	2311400895	令和 5年 7月 1日
株式会社パズル 名古屋市中区錦二 丁目16番21号	ピース 名古屋市中区錦二 丁目16番21号	就労継続支援 A型	2316101605	令和 5年 7月 1日
一般社団法人国際 自立支援協会 名古屋市中区千代 田四丁目 3番22号	ギャラリーリバー サル 名古屋市中区千代 田三丁目31番20号	就労継続支援 B型	2316101613	令和 5年 7月 1日
合同会社フクロウ 名古屋市中区川 名町 5丁目23番地	訪問介護お多福う さぎ 名古屋市中区川	同行援護	2316200803	令和 5年 7月 1日

	名町 5丁目23番地			
株式会社m y s a 名古屋市東区徳川 一丁目 505番地の 4	ライフデザインミ ーサ 名古屋市天白区元 八事二丁目 102番 地	居宅介護 重度訪問介護	2316401765	令和 5年 7月 1日
株式会社エム 名古屋市東区泉二 丁目17番17号	アイ訪問介護 名古屋市天白区島 田四丁目2711番地	居宅介護 重度訪問介護	2316401773	令和 5年 7月 1日
有限会社つう心房 名古屋市千種区京 命一丁目 7番17号	訪問介護本舗はれ やか 名古屋市千種区橋 本町 3丁目15番地	居宅介護 重度訪問介護	2317101489	令和 5年 7月 1日
合同会社HONU 愛知県あま市甚目 寺権現 111番地 6	P U A N A 名古屋市千種区仲 田一丁目 6番11号	就労継続支援 B型	2317101497	令和 5年 7月 1日
エンハンス株式会 社 愛知県清須市春日 落合 680番地	I Tキャリアサポ ート名古屋北店 名古屋市北区若葉 通 1丁目35番地の 2	就労継続支援 B型	2317301980	令和 5年 7月 1日
ケンソニック合同 会社 名古屋市北区三軒 町 246番地	あいあいホーム藤 が丘 名古屋市名東区明 が丘22番地の 3	短期入所	2318001886	令和 5年 7月 1日
		共同生活援助	2328000233	
株式会社シャロン 名古屋市南区豊二 丁目13番27号	タイガーワーク 名古屋市南区赤坪 町 5番地	生活介護	2318101363	令和 5年 7月 1日
株式会社O F A 名古屋市南区豊一	ほまれの家O F A 名南	就労継続支援 B型	2318101371	令和 5年 7月 1日

丁目14番25号	名古屋市南区内田 橋二丁目19番 3号			
株式会社Chibun 名古屋市緑区滝ノ 水四丁目2101番地	土屋訪問介護事業 所名古屋緑センタ ー 名古屋市緑区滝ノ 水四丁目2101番地	居宅介護 重度訪問介護	2318501802	令和 5年 7月 1日
特定非営利活動法 人ミントの会 名古屋市緑区鳴海 町字中汐田 222番 地の 1	ヘルパーステーシ ョンなつめ 名古屋市緑区作の 山町 149番地の 3	居宅介護 重度訪問介護 行動援護	2318501810	令和 5年 7月 1日
特定非営利活動法 人まほろば 名古屋市中川区中 郷二丁目 200番地	グループホームま ほろば 名古屋市西区秩父 通 1丁目58番地	共同生活援助	2320200211	令和 5年 7月 1日
I. S. Y株式会 社 名古屋市南区豊田 二丁目25番 8号	障がい者支援ホー ム心神戸 名古屋市熱田区神 戸町 701番地	共同生活援助	2321100063	令和 5年 7月 1日
株式会社九年会 名古屋市港区東茶 屋二丁目77番地の 2	マイホーム西日置 名古屋市中川区西 日置町10丁目 220 番地	共同生活援助	2321300465	令和 5年 7月 1日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 393号

指定一般相談支援事業者等の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第51条の19第 1項及び第51条の20第 1項並びに児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第24条の28第 1項の規定により、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者として、次のとおり指定しました。

令和 5年 7月21日

名古屋市長 河 村 たかし

事業者（設置者）の名称及び主たる事務所の所在地	事業所（施設）の名称及び所在地	サービス等の種類	事業所番号	指定年月日
株式会社ルート 名古屋市中区東桜 二丁目22番18号	相談支援事業所ルート 名古屋市中区東桜 二丁目22番18号	一般相談支援 特定相談支援	2336100140	令和 5年 7月 1日
		障害児相談支援	2376100133	

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 394号

指定障害福祉サービス事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第46条第 2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 5年 7月21日

名古屋市長 河 村 たかし

事業者（設置者）の名称及び主たる事務所の所在地	事業所（施設）の名称及び所在地	サービス等の種類	事業所番号	廃止年月日
一般社団法人四季の援 名古屋市西区名西二丁目 5番 5号	ケアサポートありがとう 名古屋市西区名西二丁目 5番 5号	居宅介護 重度訪問介護	2310201187	令和 5年 6月15日
株式会社名古屋障害者支援センター 名古屋市西区あし原町 216番地	A型事業所アシスト 名古屋市西区新道二丁目14番 5号	就労継続支援 A型	2310201369	令和 5年 6月30日
合同会社るっくる 名古屋市中川区水里三丁目 216番地	ヘルパーステーションるっくる 名古屋市中川区明德町 3丁目26番地の 3	居宅介護 重度訪問介護	2311301325	令和 5年 6月30日
NPO法人スマイルライフサポート	スマイルライフステーション	同行援護	2316200571	令和 5年 6月30日

名古屋市昭和区石 仏町 1丁目 1番地	名古屋市昭和区石 仏町 1丁目 1番地			
株式会社A I W A 名古屋市千種区内 山三丁目13番12号	A I W A訪問介護 事業所 名古屋市天白区土 原一丁目 325番地 の 2	居宅介護 重度訪問介護	2316401468	令和 5年 6月30日
株式会社ソラスト 東京都港区港南一 丁目 7番18号	ホームヘルプサー ビスソラスト千種 名古屋市千種区東 山通 1丁目34番地	同行援護	2317101158	令和 5年 6月30日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 395号

指定特定相談支援事業等の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第51条の25第 4項及び児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第24条の32第 2項の規定により、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 5年 7月21日

名古屋市長 河 村 たかし

事業者（設置者）の名称及び主たる事務所の所在地	事業所（施設）の名称及び所在地	サービス等の種類	事業所番号	廃止年月日
特定非営利活動法人介護サービスさくら 名古屋市名東区高針荒田1011番地	相談支援事業所ポコッチェリ 名古屋市名東区大針一丁目 367番地	特定相談支援	2338000116	令和 5年 6月11日
		障害児相談支援	2078000109	

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和5年7月19日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

なるぱーく

名古屋市緑区浦里三丁目 232番

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	氏名又は名称	代表者の氏名	住所	氏名又は名称	代表者の氏名	住所	
1	上新電機(株)	代表取締役 金谷 隆平	大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号	—	—	—	令和5年1月22日
2	(株)しまむら	代表取締役 鈴木 誠	さいたま市大宮区北袋町一丁目602番1号	—	—	—	令和5年1月9日
3	—	—	—	(株)エディオ ン	代表取締役 久保 允誉	広島市中区紙屋町二丁目1番18号	令和5年4月7日
4	—	—	—	(株)あかのれ ん	代表取締役 伊藤 瑛祐	名古屋市南区田橋一丁目3番19号	令和5年3月21日

5	(株)ふりず夢	代表取締役 森下 恵治	愛知県春日 井市東野町 五丁目 1番 地 5	変更なし	代表取締役 森下 真介	変更なし	令和 3年 10月 31日
6	(株)ストライ プインター ナショナル	代表取締役 立花 隆央	岡山市北区 幸町 2番 8 号	変更なし	代表取締役 川部 将士	変更なし	令和 5年 2月 1日
7	(株)バロー	代表取締役 田代 正美	岐阜県多治 見市大針町 661番地の 1	変更なし	代表取締役 森 克幸	変更なし	令和 4年 6月 30日
8	(株)タカヨシ	代表取締役 高品 政明	千葉市美浜 区中瀬一丁 目 3番地	変更なし	代表取締役 黒田 智也	変更なし	令和 4年 4月 11日

3 変更の日

2で既述

4 変更した理由

- (1) No. 1及びNo. 2の小売業者については、退店のため
- (2) No. 3及びNo. 4の小売業者については、入店のため
- (3) No. 5からNo. 8までの小売業者については、代表者変更のため

5 届出の日

令和 5年 6月28日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 5年 7月19日から同年11月20日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 5 年 11 月 20 日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和5年7月21日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモールNagoya Noritake Garden・ノリタケスクエア

名古屋市西区則武新町三丁目 102番 1 ほか14筆

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	氏名又は名称	代表者の氏名	住所	氏名又は名称	代表者の氏名	住所	
1	株グリーンハウスフーズ	代表取締役 田沼 千秋	東京都新宿区西新宿三丁目20番20号	—	—	—	令和5年2月28日
2	株Deco-J	代表取締役 安島 淳司	愛知県日進市五色園4丁目1203番地2	—	—	—	令和5年2月5日
3	(有)大富商会	取締役 山本 文雄	愛知県瀬戸市川北町1丁目21番地	—	—	—	令和5年1月29日
4	株ハロー赤ちゃん	代表取締役 木戸口 勤	愛知県岡崎市柱1丁目1-10	—	—	—	令和4年5月31日

5	(株)ヤギ	代表取締役 八木 隆夫	東京都中央区日本橋小網町18-15	—	—	—	令和5年1月31日
6	(株)セキド	代表取締役 関戸 正実	東京都渋谷区代々木4-31-6	—	—	—	令和5年1月31日
7	PANDR A jewelry elry Japan (株)	代表取締役 ケニス・マ セン	東京都港区赤坂4-12-5	—	—	—	令和4年9月30日
8	(株)エービー ストア	代表取締役 孫 周基	京都市伏見区深草西浦町8-113	—	—	—	令和5年3月31日
9	—	—	—	フランス総合医療(株)	代表取締役 桜木 和彦	東京都千代田区平河町一丁目8番8号	令和5年2月10日
10	—	—	—	(株)ネクサス エンタープ ライズ	代表取締役 原本 一正	大阪府中央区日本橋二丁目7番13号	令和5年4月28日
11	—	—	—	(有)木田事務所	代表取締役 田中 雅樹	名古屋市千種区春里町二丁目38番1号	令和4年9月16日
12	(株)ユニクロ	代表取締役 柳井 正	東京都港区赤坂9-7-1	変更なし	変更なし	山口県山口市佐山10717番地1	令和5年6月22日
13	(株)あいや	代表取締役 杉田 武男	愛知県西尾市上町横町屋敷15番地	(株)あいや ホールディ ングス	変更なし	変更なし	令和3年12月10日
14	(株)メニコン	代表執行役 田中 英成	名古屋市東区葵三丁目22番8号	変更なし	代表執行役 川浦 康嗣	変更なし	令和5年4月1日
15	(株)エース	代表取締役 富沢 高志	兵庫県伊丹市中央4丁目6番24号	変更なし	代表取締役 八木 富美	変更なし	令和4年6月1日

16	株式会社 CHELSEA NEW YORK	代表取締役 北方 康弘	石川県野々 市市御経塚 3丁目 488	変更なし	代表取締役 今村 慎一郎	変更なし	令和 5年 6月 5日
17	CALL & RESPONSE(株)	代表取締役 長江 正勝	福岡市南区 玉川町 6- 1	変更なし	変更なし	福岡市博多 区博多駅南 一丁目15番 1号	令和 5年 4月 18日
18	株式会社 ライフスタイル イノベーション	代表取締役 西川 信一	大阪府守口 市大日東町 1-18	変更なし	変更なし	東京都渋谷 区恵比寿一 丁目18番18 号	令和 4年 9月 12日
19	株式会社 ジーンズ	代表取締役 田中 仁	東京都千代 田区富士見 2-10-2	変更なし	変更なし	群馬県前橋 市川原町二 丁目26番地 4	令和 5年 4月 14日

3 変更の日

2で既述

4 変更した理由

- (1) No. 1からNo. 8までの小売業者については、退店のため
- (2) No. 9からNo.11までの小売業者については、入店のため
- (3) No.12の小売業者については、誤記修正のため
- (4) No.13の小売業者については、名称変更のため
- (5) No.14からNo.16までの小売業者については、代表者変更のため
- (6) No.17からNo.19までの小売業者については、住所変更のため

5 届出の日

令和 5年 6月22日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 5年 7月21日から同年11月21日まで。ただし、名古屋市の休日を定め

る条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 5年11月21日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和5年7月21日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヒルズウォーク徳重

名古屋市緑区元徳重一丁目 527番 ほか26筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の所在地

変更前	変更後
名古屋市緑区鳴海町字徳重18番地の44 ほか25筆	名古屋市緑区元徳重一丁目 527番 ほか26筆

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	氏名又は名称	代表者の氏名	住所	氏名又は名称	代表者の氏名	住所	
1	アルコインターナショナル(株)	代表取締役 降幡 昌弘	大阪市中央区南船場三丁目 5番 8号	—	—	—	令和5年1月20日
2	(株)バリュープランニング	代表取締役 井元 憲生	神戸市中央区坂口通七丁目 2番17号	—	—	—	令和4年1月31日

3	(株)夢や	代表取締役 小向 誠一	東京都渋谷区代々木三丁目38番9号	—	—	—	令和2年12月27日
4	(株)ストーンマーケット	代表取締役 中村 泰二郎	福岡市中央区港二丁目11番4号	—	—	—	令和3年2月28日
5	(株)ハウスオブローゼ	代表取締役 池田 達彦	東京都港区赤坂二丁目21番7号	—	—	—	令和5年1月20日
6	(株)スタイルフォース	代表取締役 吉川 允	東京都新宿区西新宿三丁目5番10号	—	—	—	令和3年1月31日
7	(株)ムーンスター	代表取締役 井田 祥一	東京都中央区八丁堀二丁目12番7号	—	—	—	令和5年1月20日
8	(株)アンビデックス	代表取締役 吉田 秀人	東京都渋谷区元代々木町23番8号	—	—	—	令和5年1月15日
9	—	—	—	(株)音の岩泉	代表取締役 鈴木 伸也	札幌市東区北二十五条東14丁目3番8号	令和4年2月11日
10	—	—	—	ウォータースタンド(株)	代表取締役 本多 均	さいたま市大宮区桜木町4丁目463番地	令和3年4月23日
11	—	—	—	(有)シャルム	代表取締役 矢野 克久	愛知県安城市赤松町隅田川32番18号	令和5年4月21日
12	—	—	—	(株)いつ和	代表取締役 阿部 昇	新潟県十日町市明石町6番地2	令和3年4月23日
13	—	—	—	(株)ハピネット・ベンディングサービス	代表取締役 土屋 猛	東京都台東区駒形2丁目4番5号	令和3年12月3日

14	—	—	—	(有)オフィス ダグ	代表取締役 大宮司 美 喜雄	名古屋市千 種区御柵町 3丁目 8番 地	令和 4年 8月 15日
15	—	—	—	合同会社イ ンクロッシ イ	代表取締役 辻 雅之	名古屋市瑞 穂区岳見町 3丁目 4番 地の18	令和 5年 3月 24日
16	—	—	—	河淳(株)	代表取締役 河崎 淳三 郎	愛知県岡崎 市戸崎町外 山38番 5号	令和 5年 4月 21日
17	—	—	—	(株)ウェブ	代表取締役 森上 美樹	名古屋市天 白区鴻の巣 一丁目1311 番地	令和 5年 1月 21日
18	(株)良品計画	代表取締役 金井 政明	東京都豊島 区東池袋四 丁目26番 3 号	変更なし	代表取締役 堂前 宣夫	変更なし	令和 3年 9月 1日
19	(株)マツモト キヨシ	代表取締役 太田 貴雄	千葉県松戸 市新松戸東 9番地 1	変更なし	代表取締役 松本 貴志	変更なし	令和 3年 4月 1日
20	(株)オンワー ド檜山	代表取締役 鈴木 恒則	東京都中央 区日本橋三 丁目10番 5 号	変更なし	代表取締役 保元 道宣	変更なし	平成 27年 3月 1日
21	(株)AOKI	代表取締役 青木 彰宏	横浜市都筑 区葛が谷 6 番56号	変更なし	代表取締役 森 裕隆	変更なし	令和 4年 7月 1日
22	(株)大谷	代表取締役 大谷 昭子	新潟市江南 区亀田工業 団地一丁目 3番 5号	変更なし	代表取締役 堂田 尚子	変更なし	令和 3年 9月 26日
23	(株)アルカス インターナ ショナル	代表取締役 寺井 秀蔵	神戸市中央 区港島中町 六丁目 8番 1	変更なし	代表取締役 内山 誠一	変更なし	令和 5年 4月 1日
24	(株)ストライ プインター ナショナル	代表取締役 立花 隆央	岡山市北区 幸町 2番 8 号	変更なし	代表取締役 川部 将士	変更なし	令和 4年 11月 21日
25	(株)ティーガ リア	代表取締役 澁谷 年史	名古屋市中 区錦一丁目 11番11号	変更なし	代表取締役 石田 将人	変更なし	令和 4年 4月 1日

26	(株)アトコ	代表取締役 木脇 徹一 郎	名古屋市昭和区白金三丁目18番26号	変更なし	代表取締役 井上 哲夫	変更なし	令和4年6月16日
27	(株)F・O・インターナショナル	代表取締役 小野 行由	神戸市中央区磯上通七丁目1番5号	変更なし	代表取締役 秦 英貴	変更なし	令和4年9月27日
28	セイコーリテールマーケティング(株)	代表取締役 庄山 昌彦	東京都中央区八丁堀三丁目1番9号	変更なし	代表取締役 清水 浩史	変更なし	令和5年4月1日
29	エステールホールディングス(株)	代表取締役 丸山 雅史	東京都港区虎ノ門四丁目3番13号	変更なし	変更なし	東京都中央区銀座一丁目19番7号	令和4年8月19日
30	(株)オレンジフードコート	代表取締役 越智 雅也	東京都江東区大島四丁目6番1号	変更なし	変更なし	東京都江東区東陽二丁目2番20号	令和3年7月1日
31	(株)ジズ	代表取締役 田中 仁	東京都千代田区富士見二丁目10番2号	変更なし	変更なし	東京都千代田区神田錦町3番1号	令和5年2月1日
32	(株)ライトオン	代表取締役 横内 達治	茨城県つくば市吾妻一丁目11番1号	変更なし	代表取締役 藤原 祐介	茨城県つくば市小野崎260番1号	別途記載

3 変更の日

- (1) 店舗の所在地については、平成29年11月11日
- (2) No. 1からNo.31までの小売業者については、2(2)で既述
- (3) No.32の小売業者の代表者については、令和 2年 3月 1日、住所については、令和元年 6月11日

4 変更した理由

- (1) 店舗の所在地については、土地の名称及び地番変更のため
- (2) No. 1からNo. 8までの小売業者については、退店のため
- (3) No. 9からNo.17までの小売業者については、入店のため
- (4) No.18からNo.28までの小売業者については、代表者変更のため
- (5) No.29からNo.31までの小売業者については、住所変更のため

(6) №32の小売業者については、代表者及び住所変更のため

5 届出の日

令和 5年 6月28日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 5年 7月21日から同年11月21日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 5年11月21日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和5年7月21日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

m o z o ワンダーシティ

名古屋市西区二方町40番 5 ほか17筆

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	氏名又は名称	代表者の氏名	住所	氏名又は名称	代表者の氏名	住所	
1	(有)ハートマ ーケット	代表取締役 櫻井 明	群馬県前橋 市川原町一 丁目28番地 7	—	—	—	令和 5年 1月 15日
2	(株)アーバン リサーチ	代表取締役 竹村 幸造	大阪市西区 京町堀一丁 目 6番 4号	—	—	—	令和 5年 1月 22日
3	(株)エヌディ シージャパ ン	代表取締役 石井 浩一	香川県高松 市番町一丁 目 6番 6号	—	—	—	令和 5年 1月 22日
4	(株)玉屋	代表取締役 竹田 篤史	大阪府中央 区難波一丁 目 8番 1号	—	—	—	令和 5年 2月 28日

5	(株)モルタン	代表取締役 川村 朋之	三重県三重 郡川越町大 字高松 595 番地	—	—	—	令和 5年 2月 28日
6	(株)サンクゼ ール	代表取締役 久世 良太	長野県上水 内郡飯綱町 大字芋川 1260番地	—	—	—	令和 5年 2月 28日
7	—	—	—	エイムマー ケティング エージェン シー(株)	代表取締役 志賀 栄太 郎	愛知県岡崎 市康生通南 二丁目36番 地	令和 4年 8月 8日
8	—	—	—	(有)デザート スノー	代表取締役 鈴木 道雄	東京都渋谷 区恵比寿一 丁目21番12 号	令和 4年 9月 16日
9	—	—	—	ヘインズブ ランズジャ パン(株)	代表取締役 及川 洋一	東京都新宿 区信濃町35 番地	令和 4年 9月 16日
10	—	—	—	(有)オーア ルエフ	代表取締役 古田 芳文	名古屋市中 区丸の内三 丁目7番9 号	令和 5年 3月 10日
11	—	—	—	(株)デイトナ ・インター ナショナル	代表取締役 佐々木 聡	東京都渋谷 区神宮前三 丁目25番15 号	令和 5年 3月 10日
12	—	—	—	(株)イトス タイル	代表取締役 柘崎 庄司	宮崎県小林 市細野 288 番地 1	令和 5年 3月 1日
13	—	—	—	(株)ADOO RLINK	代表取締役 福田 泰生	東京都渋谷 区渋谷二丁 目21番1号	令和 5年 4月 9日
14	(株)ヤングフ アッション 研究所	代表取締役 加藤 清光	東京都渋谷 区千駄ヶ谷 三丁目51番 2号	(株)アーベー セー	変更なし	変更なし	令和 4年 9月 28日
15	(株)リーガル コーポレー ション	代表取締役 武川 雄二	千葉県浦安 市日の出二 丁目1番8 号	変更なし	代表取締役 安田 直人	変更なし	令和 4年 4月 1日

16	(株)ストライ プインター ナショナル	代表取締役 立花 隆央	岡山市北区 幸町 2番 8 号	変更なし	代表取締役 川部 将士	変更なし	令和 5年 2月 28日
17	(株)マスター ピース	代表取締役 太田 雅久	東京都台東 区駒形一丁 目 3番 8号	変更なし	代表取締役 菅沼 裕一	変更なし	令和 5年 3月 1日
18	L a l i n e J A P A N(株)	代表取締役 水野 尚紀	東京都港区 北青山一丁 目 2番 3号	変更なし	代表取締役 石原 教宏	変更なし	令和 5年 4月 1日
19	(株)ワコール	代表取締役 伊東 知康	京都市南区 吉祥院中島 町29番地	変更なし	代表取締役 安原 弘展	変更なし	令和 5年 4月 1日
20	(株)シーズメ ン	代表取締役 青木 雅夫	東京都中央 区馬喰町一 丁目 5番 4 号	変更なし	代表取締役 植杉 泰久	変更なし	令和 5年 5月 25日
21	(株)T S I	代表取締役 下地 毅	東京都港区 北青山一丁 目 2番 3号	変更なし	変更なし	東京都港区 赤坂八丁目 5番27号	令和 4年 9月 1日
22	(株)スタイル フォース	代表取締役 飯高 宏	神戸市中央 区港島中町 六丁目 8番 1号	(株)アルカス インターナ ショナル	代表取締役 内山 誠一	変更なし	令和 5年 4月 1日
23	中島 信隆	—	愛知県豊田 市大林町十 六丁目16番 地 5	W a s h i n(株)	代表取締役 中島 信隆	愛知県豊田 市大林町十 丁目20番地 12	令和 4年 11月 1日
24	(株)P L S T	代表取締役 畑 誠	山口県山口 市佐山 717 番地 1	(株)プラステ	代表取締役 河崎 邦和	山口県山口 市佐山 10717番地 1	別途 記載

3 変更の日

- (1) No. 1からNo.23までの小売業者については、 2で既述
- (2) No.24の小売業者の名称及び代表者については、令和 3年 1月29日、住所については、令和 5年 6月30日

4 変更した理由

- (1) No. 1からNo. 6までの小売業者については、退店のため
- (2) No. 7からNo.13までの小売業者については、入店のため
- (3) No.14の小売業者については、名称変更のため
- (4) No.15からNo.20までの小売業者については、代表者変更のため
- (5) No.21の小売業者については、住所変更のため
- (6) No.22の小売業者については、名称及び代表者変更のため
- (7) No.23の小売業者については、名称、代表者及び住所変更のため
- (8) No.24の小売業者については、名称及び代表者変更並びに住所誤記修正のため

5 届出の日

令和 5年 6月30日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 5年 7月21日から同年 11月21日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べるすることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 5年11月21日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定により、次の者を令和5年7月20日懲戒処分に付した。

令和5年7月20日

名古屋市長 河 村 たかし

所属及び補職名	処分の内容	処 分 理 由
守山区主事	停職3月	地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号